

契約書・重要事項説明書

リハビリズム白石蔵王

重要事項説明書

1.事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

株式会社 Tree Tumbo Ideact（以下「事業者」という。）が設置するリハビリズム白石蔵王（以下「事業所」という。）が行う介護サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員その他の従業者（以下「介護職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態、事業対象者にある利用者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）（以下「通所サービス」という。）を提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

事業所の介護職員等は、要介護状態になった場合においても、そのお客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、お客様の心身の機能の維持並びにお客様の家族等の負担を踏まえつつ、自立支援の観点に立った目標思考型の通所サービスを行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2.当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	リハビリズム白石蔵王
所在地	宮城県白石市鷹巣東1丁目9番30号
介護保険指定番号	0470600610
提供サービスの種類	指定通所介護事業所 日常生活支援総合事業
通常の事業の実施地域	白石市、角田市、大河原町、蔵王町、丸森町

(2) 職員の職種、人員及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者	1名(兼務 : 1名) (専従 :)	事業所の従業員及び通所サービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。
看護職員	1名(兼務 : 1名) (専従 :) 訪問看護ステーションリズム白石蔵王連携	利用者の医学的視点から利用者の体調管理に当る。
生活相談員	2名(兼務 : 1名) (専従 : 1名)	管理者をサポートするとともに通所サービス利用者の相談業務に当たる。
介護職員	6名(兼務 : 2名) (専従 : 4名)	介護サービス及び介護予防サービスの提供に当たる。
機能訓練指導員	3名(兼務 : 2名) (専従 : 1名)	利用者の機能訓練に当たる

3.営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一. 営業日 祝日も含む月曜日から土曜日とする。

ただし、年末年始は12月31日～1月3日までは休とする。

二. 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

4.利用定員

1日 30人

5.通所サービス提供方法

- (1) 居宅サービス計画に基づき、お客様の心身の状態、サービス希望及び置かれている環境を踏まえて、具体的な通所サービス内容等を記載した通所介護計画を作成します。その通所介護計画の内容を、お客様又はその家族に説明を行い、了解のうえで通所サービスを開始します。
- (2) 通所サービスの提供にあたっては、お客様の機能訓練及び日常生活を営む事ができるよう必要な支援を行う事に努めます。また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって通所サービスの提供を行います。
- (3) 常に、お客様の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の通所サービスをお客様の希望に沿って適切に提供するとともに、特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ特性に対応したサービスの提供を行います。
- (4) 通所サービス終了に際して、項目ごとに対応します。
 - ① お客様のご都合で通所サービスを終了する場合には、サービス終了希望日

の1週間前までにお申し出ください。

- ② 事業所の都合で、人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ 事業所が正当な理由なくサービス提供をしない場合、守秘義務に反する場合、お客様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合には、お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
- ⑤ お客様が、サービス料金の支払いが遅延し履行されない場合やお客様及びご家族様等が事業所の従事者に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座に契約を終了させて頂く場合があります。

6.通所サービス概要

- (1) 食事は、必要な栄養量の確保されたものを提供します。
- (2) 入浴は、快適に入浴できるよう努めます。
- (3) 健康チェックにより身体の状態等の把握に努め、健康維持管理に最善を尽くします。
- (4) 送迎は、常に安全運転を心がけて行います。
- (5) 機能訓練は、ご利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (6) レクリエーションは、教養及び機能訓練をかねたものを行い、ご利用者の生活の意欲向上に努めます。

7.利用料及びその他の費用

通所サービス提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示額とする。

- 一. 給食サービスは（食費）700円とする。
- 二. 介護方法の指導は無料とする。
- 三. おむつ代（リハパン1枚150円、パット1枚50円）については実費負担とする。
- 四. その他の自己負担のある行事や活動、その他サービスについては、負担額が発生する前に、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 五. 利用料及びその他の利用料は利用月分を翌月末までに事業者へお支

払いいただきます。

- 六． 利用料のお支払方法については、口座振替・自動払い込みとし、
七十七銀行のご指定の口座よりお支払いいただきます。
- 七． 支払いを受けた時は、領収書を発行する。

8.個人情報の使用目的及び守秘義務

一． 個人情報の取り扱いについては、株式会社 Tree Tumbo Ideact の
個人情報保護方針に基づく。

二． 事業者及び介護職員等が通所サービスを提供するうえで知り得た利用者又は
そのご家族等の個人情報を利用する目的は以下のとおりとする。

①事業者及び従事者が通所サービスの利用者等に提供する通所サービスの目的

②介護保険事務の目的

③通所サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、

1． サービス日時・開始・停止・中止等の管理の目的

2． 介護保険事務以外の会計・経理の目的

3． 事故等の報告の目的

4． 利用者の通所サービスの向上の目的

④利用者に通所サービスを提供する他の通所サービス事業者や、居宅介護支援事
業所、主治医またはその他医療機関等との連携（サービス担当者会議等）、照
会への回答の目的

⑤ご家族等への心身の状況説明の目的

⑥審査支払機関へのレセプトの提出の目的

⑦審査支払機関又は保険者からの照会への回答の目的

⑧損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等の目的

⑨事業所が提供する通所サービスおよび付随するサービスや業務の維持・改善の
ための基礎資料の目的

⑩公益的な学術資料の目的

⑪事業所内において行われる学生の実習への協力の目的

⑫利用者に体調の急変が生じた場合等の主治医及び救急医療機関への連絡等の
目的

⑬郵便局または銀行等の預金より事業者が提供するサービスの利用料を口座振
替等より引落すため郵便局または銀行および料金回収代行業者への情報提供
の目的

⑭事業者が提供するサービスの紹介の目的

⑮その他法令等により事業者が義務付けられている事項

- 三. 事業者及び介護職員等は通所サービスを提供するうえで知り得た利用者又はそのご家族の個人情報漏洩しない。またこの守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。
- 四. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

9. 事故発生時の対応

- (1) 家族、ご利用者の係る居宅介護支援事業者、行政、医療機関等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置、事故の原因、再発を防止する対策について記録し保管します。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、利用契約書 第12条に基づき損害賠償を行います。

10. 非常災害対策

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策を設ける。

- 一. 非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害）を設置する。
- 二. 防火管理の責任者を設置する。責任者は、管理者とする。
- 三. 訓練の実施 年2回 計画に基づき行い、対策の万全を期す。

11. 感染症対策

感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、研修会訓練を定期的に実施します。

職員の清潔保持及び健康状態については必要な管理を行います。

事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

12. 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに従業員に対する虐待防止の啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講

じます。

13. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります（叩く・蹴る・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶ・大声を出すなど）

14. 金品の取り扱いについて

(1) 高額な金品に関しては、通所サービス提供時に持ち込まないでください。

金品を持ち込まれる場合は、自己の責任にて管理をお願いいたします。ただし、ご利用者の状態に応じ、自己の責任において管理が難しい場合は事業所に申告していただき、その金品をお預かりいたします。お預かりしていない金品が紛失した場合は責任を負いません。

15. 苦情や相談の受付

当事業所における苦情及び相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情相談窓口担当者 佐藤 李恵

苦情解決責任者 森 雄太 TEL 0224-26-6342

受付時間 月曜日から金曜日の9時00分から17時00分となります。

その他の苦情及び相談窓口

・宮城県国民健康保険団体連合会	TEL 022-222-7079
・仙南保健福祉事務所 成人高齢班	TEL 0224-53-3120
・白石市保健福祉部 長寿課	TEL 0224-22-1361
・角田市市民福祉部社会福祉課	TEL 0224-61-1185
・大河原町健康福祉課 介護保険係	TEL 0224-53-2115
・蔵王町保健福祉課 介護保険係	TEL 0224-33-2003
・丸森町保健福祉課	TEL 0224-72-2115

16. 第三者評価の実施状況

直近の実施日 2023年11月6日

評価機関名 NPO 法人介護福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

評価結果の開示 有

以上のとおり、重要事項説明書の説明を受けましたので署名捺印をいたします。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	---

事業者	所在地	宮城県仙台市宮城野区中野字神明 1 0 6 番地
	法人名	株式会社 Tree Tumbo Ideact
	代表者名	代表取締役社長 佐藤 弘樹 印
	事業所名	リハリズム白石蔵王
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

利用契約書

ご利用者がリハビリズム白石蔵王（以下「事業所」という）において、株式会社 Tree Tumbo Ideact（以下「事業者」という）から提供される指定通所介護及び介護予防・日常生活支援事業（以下「通所サービス」という）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対し、通所サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護（要支援、事業対象者）認定の有効期間満了日までとします。契約満了日の7日前までに、ご利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、本契約は同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

（通所介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、ご利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿ってご利用者の通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、ご利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者はご利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は通所介護計画について、ご利用者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、ご利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかと

うかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、ご利用者と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、ご利用者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者はご利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、次に掲げるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

- (1) 通常の事業実施地域外への送迎
- (2) 食事の材料の提供（食材料費）
- (3) 日常生活上必要となる生活用品の提供
- (4) レクリエーション、クラブ活動
- (5) 介護方法の指導
- (6) 複写物の交付
- (7) サービス提供時間外の利用
- (8) その他ご利用者と事業者の合意があったサービス

(通所サービス料金の支払い)

第6条 ご利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。

但し、ご利用者がいまだ要介護認定を受けていない状態で通所サービスを利用する場合は、暫定で介護支援専門員が見込んだ要介護度に応じ、利用料(自己負担)を事業者に支払うものとします。なお、要介護認定結果後に、利用料金を精算します。

- 2 第5条に定めるサービスについては、ご利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

(利用の中止・変更)

第7条 ご利用者は、利用期日前において、通所サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、ご利用者は通所サービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 事業者は、第1項に基づくご利用者からの通所サービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員でご利用者の希望する通所サービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご利用者に提供して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項に定める通所サービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

- 2 第6条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご利用者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに通知をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

(事業者及び介護職員等の義務)

第9条 事業者及び介護職員等は、通所サービスの提供にあたって、ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は、ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、ご利用者からの聴取・確認の上で通所サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、ご利用者に対する通所サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は通所サービス提供にあたっては、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師、医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

(守秘義務、個人情報保護等)

第10条 事業者及び介護職員等は通所サービスを提供するうえで知り得たご利用

利用者および関係する方々の個人情報保護いたします。この個人情報保護および守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(原状回復の義務)

第11条 ご利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づく通所サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について損害賠償責任保険をもって対処します。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を負いません。

- (1) ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な個人情報事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) ご利用者が、通所サービスの実施にあたって必要な個人情報事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した通所サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) ご利用者が、事業者もしくは介護職員等の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (5) 通所サービス提供時にお預かりしていない現金を紛失・盗難にあった場合

(天災等による通所サービスの実施不能)

第14条 本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべから

ず事由により通所サービスの実施ができなくなった場合には、ご利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、ご利用者に対して、すでに実施した通所サービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

(契約の終了)

第15条 ご利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供する通所サービスを利用することができるものとします。

- (1) ご利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- (3) 施設の滅失や重大な毀損により、通所サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第16条及び第17条に基づき本契約が解除された場合

(ご利用者からの契約解除)

第16条 ご利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者にも文書で届出をするものとします。

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、ご利用者に対して文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な個人情報事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) ご利用者による、第6条に定める通所サービス料金の支払いが再三の催告にもかかわらず支払われない場合
- (3) ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は介護職員等もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を

行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(協議事項および本契約内容の一部変更)

第18条 本契約に定められていない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者及び事業者の協議により定めます。

2 法令の改正および両者間の諸事情にて本契約内容を一部変更する場合はあらかじめご利用者に対して通知いたします。またご利用者にとって多大なる不利益になるおそれがある事項に関しては別途合意書を作成しご利用者（本契約時の代理人）および事業者の署名または捺印にて変更した事とします。

以上のとおり、本契約が成立したことを証するために本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有するものとします。

(甲の心身の状況により親族又は後見人等に、通知確認、支払い等の本契約内容にある条項の代行を行っていただく場合があります)

令和 年 月 日

利用者	私（甲）は、本書面により事業者から通所介護の提供についての重要事項の説明を受けその内容を確認同意した後、本契約書の内容について説明を受け本契約で確認する通所介護 サービス及び付随する各種サービスの利用を申し込みます。	
	住 所	〒 ー
	氏 名	印
	電話番号	

代理人	私（甲）は、本書により事業所から通所介護についての重要事項の説明を受けました。私は、本人に契約意思を確認し、代理人として署名いたします。	
	住 所	〒 ー
	氏 名	印
	続柄	
	電話番号	
	緊急連絡先	

事業者	所 在 地	宮城県仙台市宮城野区中野字神明106番地
	法 人 名	株式会社 Tree Tumbo Ideact
	代 表 者 名	代表取締役社長 佐藤 弘樹 印
	事 業 所 名	リハリズム白石蔵王

	説明者氏名	印
--	-------	---